

**「第 1 次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防
止・被害者支援計画」に係る令和 6 年度 of 取組について**

(市町村編)

施策の体系

※ は実施主体が「県」のもの

基本目標	施策の方向性	取組内容	R6取組予定市町村数（実数）
DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援	1 困難女性等に関する理解の普及と予防啓発	(1) 県民への理解の普及と予防啓発 (2) 女性に対する暴力の根絶に向けた取組の充実	40 3
	2 発見・通報体制の充実	(1) 困難女性等に対する関係機関・民間団体の周知 (2) 発見・通報機関における対応の強化 (3) 医療機関・福祉関係者における発見・通報体制の強化 (4) 県広報の活用等による通報窓口等の周知 (5) 高齢者・障がい者及び児童に関する情報への対応	9
	3 相談支援体制の充実	(1) 民間団体や地方公共団体による居場所づくり (2) いつでもどこでも相談できる体制の確立 (3) 緊急時における安全の確保 (4) 本人の意思を尊重した支援方法の検討等 (5) 相談者の多様なニーズへの対応の充実 (6) 障がい者や外国人相談者に対する支援体制の整備 (7) 相談担当職員や支援者の安全確保及びメンタルヘルスケア体制の整備 (8) 苦情処理体制の構築 (9) 警察等における対応の充実 (10) 市町村における相談支援体制の強化	30 3 1
	4 一時保護体制の充実	(1) 困難女性等の状況に応じた適切な一時保護の実施 (2) 広域連携の促進 (3) 一時保護期間中の通学・通勤に関する配慮 (4) 一時保護終了時における関係機関との連携	1
	5 迅速かつ適切な被害者保護	(1) 保護命令制度の利用 (2) 保護命令の通知を受けた場合の対応	1
	6 同伴児童への支援	(1) 一時保護所に同伴する児童の心のケアと支援の推進 (2) 児童の安全な就学の確保	7
	7 心のケアの充実	(1) 被害者の心のケアの充実 (2) 児童の心のケアの充実 (3) 一時保護退所後の支援体制の整備	1 5 1
	8 自立支援	(1) ソーシャルワーク（社会福祉援助）の実践 (2) 就労促進のための支援 (3) 居住支援 (4) 各種援護制度等の利用に関する支援 (5) 司法制度等の利用に関する支援	2 1 32 1
	9 アフターケアの推進	(1) 地域移行後の切れ目ない支援の実施	

基本目標	施策の方向性	取組内容	R6取組予定市町村数（実数）
DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等の支援を行う機関の体制強化及び連携の充実	1 支援機関の体制強化	(1) 女性相談支援センター、女性等相談支援員、女性自立支援施設の体制整備	
		(2) 支援調整会議	
		(3) 相談担当職員の資質の向上	5
		(4) 関係者への研修の充実	2
		(5) 調査研究の推進	
	2 民間団体との連携	(1) 民間団体との協働による取組の検討と活動支援	
3 関係機関との連携	(1) 県域における連携	2	
	(2) 地域における連携	2	
	(3) 実務関係者間の連携	6	

基本目標 1 DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援

施策の方向性 1 困難女性等に関する理解の普及と予防啓発

区分			事業名	市町村名	所管課	令和 6 年度	
施策の 基本 目標	施策の 方向 性	取 組 内 容				実施計画	
						事業内容	目標値
I	1	(1)	DV予防啓発のための広報	青森市	人権男女共同参画課	市広報紙に青森市DV相談支援センター及びDV予防啓発の記事を掲載する。	DV予防啓発のための広報活動の実施
I	1	(1)	DV相談窓口周知用カード・チラシの作成、配布	青森市	人権男女共同参画課	青森市DV相談支援センターの相談ダイヤルを掲載したDV相談窓口周知用カードとチラシを作成し、庁内関係各課のほか、各庁舎、青森市男女共同参画プラザ、青森市働く女性の家等に設置、配布する。また、外部の関係機関に配布する。	DV相談窓口周知用カード・チラシの設置、配布
I	1	(1)	内閣府、青森県、女性相談支援センター作成のDV被害防止啓発用リーフレット、カードの配布	青森市	人権男女共同参画課	内閣府、青森県、女性相談支援センター作成のDV被害防止啓発用リーフレット、カード等を青森市DV相談支援センター相談室や庁内関係各課、青森市男女共同参画プラザ、青森市働く女性の家等に設置、配布する。	DV相談支援機関の周知
I	1	(1)	男女共同参画プラザおよび働く女性の家における、女性をとりまく困難な問題に関する啓発活動	青森市	人権男女共同参画課	DVや女性をとりまく困難な問題についての理解を深めるための講座や情報発信を行う。	DVや女性をとりまく困難な問題についての正しい理解の促進と予防啓発

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
Ⅰ	1	(1)	デートDVに関する正しい知識の普及	青森市	人権男女共同参画課	デートDVについての理解促進を図るため、若年層を対象とした出前講座を実施する。	若年層に向けたデートDVに関する正しい知識の普及
Ⅰ	1	(1)	中学生及び教職員に対するデートDV予防啓発	青森市	指導課	中学生及び保護者、教職員を対象とした各種出前講座を利用し、デートDVの予防啓発を行う。教職員対象の研修講座の機会を利用し、教職員へデートDVに関する啓発を行う。	中学生対象の出前講座 19回 保護者対象の出前講座 19回 教職員対象の研修講座 全19校
1	1	(1)	困りごとのある女性へ向けた相談窓口周知用カードの作成、配布	青森市	人権男女共同参画課	困りごとのある女性へ向けた相談窓口周知用カードを作成し、庁内関係各課のほか、各庁舎、青森市男女共同参画プラザ等に設置し、配布する。	困りごとのある女性へ向けた相談窓口周知用カードの設置、配布
Ⅰ	1	(1)	D V 防止啓発	弘前市	こども家庭課	D V 防止啓発リフレット等を窓口等で配布 市役所女子トイレ等に備え付け デートDV防止チラシ配布	DVについての理解の普及と予防啓発
Ⅰ	1	(1)	D V 防止啓発	弘前市	こども家庭課	D V 防止啓発に関する講座 中学生のための児童虐待・DV予防教育事業	DVについての理解の普及と予防啓発

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
I	1	(1)	DV防止広報事業	八戸市	こども家庭相談室	(1) 広報はちのへに広報記事を掲載 年5回 (4月、7月、9月、11月、1月号) (2) 男女共同参画社会を考える情報誌 WithYouに広報記事を掲載 1回 (3) 県からの広報パンフレット・携帯用カードを担当課窓口等で配布 (4) 民生委員児童委員に対し広報チラシを配布 (5) 市内ショッピングセンターにて広報ポケットティッシュを配布(11月に実施) (6) 「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、市総合保健センターをシンボルカラーでライトアップ(11月に実施)	
I	1	(1)	D V 防止広報	黒石市	福祉総務課	県からの広報パンフレット及び携帯用カードを市内の公共機関の窓口に設置。	
I	1	(1)	D V 防止広報事業	五所川原市	ふるさと未来戦略課 男女共同参画室	市広報「ごしょがわら」や市公式LINEへDV関連相談窓口に関する情報を掲載	DV被害者への支援の強化
I	1	(1)	被害者保護対策の充実	五所川原市	子育て支援課	相談施設利用の広報と周知(県からの広報リーフレット・カードを担当課窓口等にて配布)	相談窓口の認知度を上げる

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
I	1	(1)	DV広報事業	十和田市	まちづくり支援課	オレンジリボン&パープルリボンの普及啓発活動を行う。	開催2回 配布数1,000部
I	1	(1)	男女共同参画情報パンフレットの配布	十和田市	総務課	県のDV防止啓発リーフレットを参考にした映像を「二十歳のつどい」の待合時間に放映する。	400人
I	1	(1)	DV防止啓発リーフレットの配布	十和田市	こども家庭センター	県のDV防止啓発カード、リーフレットの配布を行う。	230部（カード200部、リーフレット30部）
I	1	(1)	DV防止広報事業	三沢市	こども未来課	<ul style="list-style-type: none"> 県作成パンフレット等を窓口に設置し、相談場所の周知を図る。 市広報にDV予防啓発の記事を掲載する。 	<ul style="list-style-type: none"> 設置場所3カ所を継続確保する。 DV予防啓発のための広報活動の実施。
I	1	(1)	DV防止広報事業	むつ市	子育て支援課	パンフレットの設置、ホームページ等で広報活動を実施していく	継続実施
I	1	(1)	DV防止広報事業	つがる市	福祉課・企画課	県からの広報パンフレット、ポスター、携帯用カードを庁舎内に設置し、DV防止・DV相談のしやすい環境づくりを行う。	
I	1	(1)	DV防止広報	平川市	福祉課	DV被害防止啓発用リーフレットを福祉課窓口に設置・配布する。	継続実施

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
I	1	(1)	D V 防止広報事業	平内町	福祉介護課	県からのリーフレットを庁舎窓口で配布、携帯用カードを公共施設等に設置	定期確認・補充
I	1	(1)	D V 防止広報事業	今別町	総務企画課	県等のパンフレットを各施設の窓口等に設置する。	定期確認・補充
I	1	(1)	D V 防止広報事業	蓬田村	健康福祉課	県等のリーフレット等を配布。（窓口設置）	リーフレット等を窓口に設置し住民に周知を図る。
I	1	(1)	D V 防止広報事業	外ヶ浜町	福祉課	県等のパンフレットを配布し、啓発に努める。	窓口等に設置
I	1	(1)	D V 防止広報事業	鱒ヶ沢町	ほけん福祉課	県等のリーフレット等を配布。（窓口設置）	パンフレット等を窓口に設置し、手にしやすいよう配慮する。
I	1	(1)	D V 防止広報事業	深浦町	健康推進課	・県等のリーフレット等を窓口・トイレに設置 ・町広報紙へのDV関連相談窓口の情報を掲載	・継続してリーフレットの設置を行う。年1回町広報紙に掲載する。
I	1	(1)	D V 防止広報事業	西目屋村	住民課	県等から配付されたパンフレット等を住民課窓口・ロビー等に設置する。	配布用資料等を持ち帰りやすい場所に設置し、多くの方に情報を提供する。
I	1	(1)	D V 防止広報事業	藤崎町	福祉課	県等のパンフレットを配布（窓口設置）	パンフレット等を窓口に設置し、手にしやすいよう配慮する

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
Ⅰ	1	(1)	D V 防止広報事業	大鰐町	保健福祉課	県等のパンフレットを配布（窓口設置）	配付用資料を複数個所に設置し、多くの人に情報提供する。
Ⅰ	1	(1)	D V 防止広報事業	田舎館村	厚生課	庁舎ロビー及び窓口にDV防止啓発リーフレットを設置し、防止を促す。関係団体への配布を行う。	手に取りやすい場所への設置及び啓発。
Ⅰ	1	(1)	DV防止啓発リーフレット等の配布	板柳町	介護福祉課	リーフレット等の配布を実施し、DVについての正しい理解の普及及び予防に努める。	手にとりやすい場所へ設置する。
Ⅰ	1	(1)	D V 防止広報事業	鶴田町	子ども健康課	県等のDV防止啓発リーフレットを窓口等で配付	リーフレットを窓口等に設置
Ⅰ	1	(1)	D V 防止広報	中泊町	福祉課	県からの広報用パンフレットを配布（窓口に設置）	設置箇所を維持して周知を図る。
Ⅰ	1	(1)	D V 防止啓発リーフレット等の配布	野辺地町	介護・福祉課	窓口に都度パンフレットを配置	相談者が確認された際には、すみやかに関係機関へ連絡し連携する。
Ⅰ	1	(1)	D V 防止広報 被害者保護対策の充実	七戸町	こどもみらい課	関係課の窓口や女子トイレにリーフレット、DV情報ナビカードを置き、相談先がわかるようにする。	携帯カード：100部 リーフレッ ト：30部
Ⅰ	1	(1)	D V 防止広報事業	六戸町	町民福祉課		

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
I	1	(1)	D V 防止広報事業	横浜町	福祉課	県からのリーフレット等を窓口に設置、配付する。	周知徹底を図る
I	1	(1)	D V 防止広報事業	東北町	福祉課 保健衛生課	・ D V 相談、防止啓発のリーフレット等を町関係機関へ設置依頼し、窓口等で配布。	各種リーフレットを関係課窓口に配置し、理解・普及を図る
I	1	(1)	D V 防止広報事業	六ヶ所村	こども支援課	県の広報パンフレット及び携帯用カードや国からのDV相談ナビのポスターを担当課窓口に設置して、相談窓口についての周知を行う。	・ 相談窓口について、周知を継続していく。 ・ DVの予防啓発と理解を深めてもらうために、DVについての内容や相談窓口等を関係課と連携して、リーフレット等で情報提供する。
I	1	(1)	D V 防止広報事業	おいらせ町	[介護福祉課]・ [町民課]	県からのD Vリーフレット等配布	各種リーフレットを 窓口等に配置し、理解・普及を図る。
I	1	(1)	D V 防止広報事業	大間町	住民福祉課	・ 町広報誌へのチラシの折り込み（窓口設置） ・ 町広報誌への記事掲載	広報紙への掲載、パンフレット設置の継続
I	1	(1)	D Vリーフレット配布	東通村	いきいき健康推進課	DVリーフレットの配布	各種リーフレットを窓口に配置し、理解・普及を図る

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
I	1	(1)	D V 防止広報事業	風間浦村	村民生活課	県からのパンフレット等を配布する。(窓口等設置)	県からのパンフレット等は公共施設の窓口等に継続設置し、DV等についての理解・普及に努める。
I	1	(1)	D V 防止広報事業	佐井村	福祉健康課	県からのパンフレット等配布(窓口等設置)	継続実施
I	1	(1)	D V 防止広報事業	三戸町	住民福祉課	県からのパンフレット等を配布(窓口設置)	継続実施
I	1	(1)	D V 防止啓発	五戸町	住民課	人権啓発活動にて、DV防止啓発パンフレットを配布する。	DVについての理解普及と予防啓発をする。
I	1	(1)	D V 防止広報	五戸町	健康増進課	県からの広報パンフレット・携帯用カードを、自由に持ち帰れるように、公共施設の窓口等に設置する。	設置する。
I	1	(1)	D V 防止広報事業	田子町	住民課	県のパンフレット等配布(窓口設置)	DVについての理解・普及に努める。
I	1	(1)	D V 防止広報事業	南部町	福祉介護課	・県からの広報パンフレット等を担当窓口で配布 ・町広報によるDVに関する広報	各種窓口、保健事業等での配布を継続する
I	1	(1)	DV防止啓発リーフレット等の配布	階上町	すこやか健康課	DV防止啓発(継続実施)	窓口、保健事業等でのPR、リーフレット設置の継続

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
I	1	(1)	DV防止広報事業	新郷村	住民課	<p>継続実施：県から配布されるDV防止啓発リーフレット等を窓口で配布する。またカードはトイレ・待合コーナー・相談室等へも設置する。</p> <p>新規実施：村広報紙に相談窓口等を毎月掲載</p>	リーフレット等を乳児家庭全戸訪問、各種乳幼児健診、子育て世代包括支援センター、相談時にも配布。
I	1	(2)	「女性に対する暴力をなくす運動」キャンペーン	青森市	人権男女共同参画課	DVをはじめとする女性に対する暴力及び児童虐待根絶について周知するとともに、市民の行動変容を促すため、「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、イベント開催、展示等による情報発信、関係機関との連携協力による街頭活動等を実施する。	「女性に対する暴力をなくす運動」についての周知
I	1	(2)	MISAWAモニュメントパープルライトアップ	三沢市	広報広聴課	MISAWAモニュメントをライトアップし、パープルリボンの啓発活動を行う。	1回/年

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の基本目標	施策の方向性	取組内容				実施計画	
						事業内容	目標値
I	1	(2)	女性に対する暴力をなくすための啓発活動	平川市	生涯学習課	内閣府が行っている「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日~25日)に参加し、ポスター掲示や啓発グッズ配布を行うことで市民の意識を高め、DVや性犯罪・性暴力等の女性に対する暴力根絶を目指す。また、相談窓口の周知により、被害者の救済へつなげる。 11月広報に「あおり性暴力被害者支援センターからのお知らせ」を掲載し周知する。 また、啓発グッズを推進委員、各庁舎等に配布し啓発活動の協力依頼を行う。	広報活動を継続

基本目標 1 DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援

施策の方向性 2 発見・通報体制の充実

区分			事業名	市町村名	所管課	令和 6 年度	
施策の 基本 目標	施策の 方向 性	取 組 内 容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	2	(5)	高齢者虐待担当課、障害者虐待担当課との連携	青森市	人権男女共同参画課	DV被害者が高齢者または障がい者である場合は、必要に応じて担当課と情報共有し、連携を図りながら支援を行う。	高齢者虐待担当課、障害者虐待担当課との連携による被害者への必要な支援の提供
1	2	(5)	児童虐待担当課・児童相談所との連携	青森市	人権男女共同参画課	DV相談により、面前DVや子どもへの暴力等が判明した際には、児童虐待担当課または児童相談所に通告する。	児童虐待担当課・児童相談所との連携
1	2	(5)	高齢者相談	弘前市	介護福祉課	高齢者相談の中で虐待、DV相談を受け	前年度より減少
1	2	(5)	高齢者あんしん相談窓口 (総合相談支援事業)	弘前市	介護福祉課	高齢者虐待等（DVを含む。）の相談を受け付ける。	前年度より減少
1	2	(5)	高齢者相談	十和田市	高齢介護課	高齢介護課及び地域包括支援センターにおいて、高齢者総合相談業務、高齢者虐待相談業務を行う。	関係機関と連携をとり、随時相談に対応する。
1	2	(5)	権利擁護事業	むつ市	介護保険課	相談内容に応じ適切な対応を行う	

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	2	(5)	高齢者相談	平川市	高齢介護課地域包括支援係	高齢者相談を受け、伴走型の支援を実施する	虐待の早期発見と対応。
1	2	(5)	児童相談	平川市	子育て健康課子育て世代包括支援係	児童相談を受け、伴走型の支援を実施する。	児童虐待の早期発見と対応
1	2	(5)	高齢者相談	鱒ヶ沢町	ほけん福祉課	高齢者相談中、虐待・DV疑いケースについて、虐待対応マニュアルに沿った対応を行う。虐待と判断されなかったケー	適正に事務を執行。
1	2	(5)	高齢者相談	深浦町	地域包括支援センター	高齢者虐待等の相談対応及び周知。	関係機関と協働して、支援を行う。
1	2	(5)	障がい者相談	深浦町	福祉課	障がい者虐待等の相談対応及び周知。	関係機関と協働して、支援を行う。
1	2	(5)	高齢者相談	野辺地町	介護・福祉課	支援を必要とする高齢者の相談対応を委託した地域包括支援センターにおいて配偶者等からの暴力に悩む方の相談にも対応する。状況に応じて行政や関係機関と連携する。	相談発生時は、早期に事実確認・PT会議を実施し、その他の親族や関係機関との連携のもと、すみやかな対応を行う。
1	2	(5)	高齢者相談	南部町	地域包括支援センター	的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急対応の必要性を判断し、情報提供や関係機関の紹介、適切なサービスや制度につなぐ。	事実確認を行ったうえで、DV法の所管課や関係機関につないでいく。

基本目標 1 DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援

施策の方向性3 相談支援体制の充実

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	3	(2)	青森市DV相談支援センター運営事業	青森市	人権男女共同参画課	青森市DV相談支援センターにおいて、女性相談支援員及び人権男女共同参画課職員が電話または来所による相談や、DV被害者の立場に立ったワンストップ支援を行うとともに、状況に応じて青森県女性相談支援センターや警察、民間団体などの関係機関と連携を図る。被害者からの相談や支援に当たっては、「青森市配偶者暴力相談支援センター運営基準」及び「青森市DV被害相談者対応マニュアル」に基づき、相談員及び職員の連携のもと、適切に対応する。	被害者の相談への対応、ワンストップ支援の実施
1	3	(2)	女性相談支援事業	弘前市	こども家庭課	女性相談支援の中でDV相談の受付	相談者に寄り添い自立を支援する。
1	3	(2)	女性相談支援員によるDV相談	八戸市	こども家庭相談室	・DV相談を含む各種相談・支援を行う。	
1	3	(2)	家庭相談員設置	黒石市	福祉総務課	要保護女子の相談、DV被害者の相談、県女性相談所との連絡調整等の対応を行うため、職員を配置する。	
1	3	(2)	相談業務	黒石市	福祉総務課	婦人相談・DV相談に随時対応する。	

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	3	(2)	DV等家庭の悩み相談	五所川原市	子育て支援課	DV相談、家庭相談の実施や関係部署・機関と連携を図り、事態の早期解決に努める。	継続してDV被害者や家庭内に悩みを抱える方の相談・支援を実施する。
1	3	(2)	女性相談	十和田市	こども家庭センター	女性相談担当職員を配置して、相談業務を行う。県女性相談支援センターとの連絡調整を行う。	関係機関と連携を取り、随時相談に対応する。
1	3	(2)	被害者保護対策	十和田市	こども家庭センター	パンフレット・ガイドブック等の配布・設置をし、相談窓口の周知を行う。	30部
1	3	(2)	女性相談	三沢市	こども未来課	女性相談に随時対応する。	女性相談に随時対応し、必要な支援につなぐ。
1	3	(2)	女性相談支援員設置事業	三沢市	こども未来課	①女性相談支援員の業務内容 ・ 困難な問題を抱える女性の相談、指導、援助 ・ DV被害者の相談 ・ 県女性相談支援センターとの連絡調整 ②女性相談支援員の設置状況 ・ 会計年度任用職員 1人	女性相談支援員1名を継続配置する。
1	3	(2)	女性相談支援員設置事業	むつ市	子育て支援課	女性相談支援員を1名（会計年度職員）配置	1名配置
1	3	(2)	女性相談事業	むつ市	子育て支援課	DV相談に対して必要な連携を行い対応していく。	女性相談に適宜相談対応する

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	3	(2)	DV相談	つがる市	福祉課	関係部署・機関と連携を図り、事態の早期解決に努める。	相談者の多様なニーズへの対応の充実のために、関係機関との連携を強め、適宜実行及び徹底する。
1	3	(2)	DV相談	平川市	福祉課	DV相談を受け付け、必要な情報を提供するとともに関係機関と連携した支援を行う。	DV被害者の保護・支援
1	3	(2)	DV相談	平内町	福祉介護課	相談窓口の周知	
1	3	(2)	DV相談	鱒ヶ沢町	ほけん福祉課	窓口相談、定期訪問等により支援。必要に応じて各関係機関と連携して対応する。	適正に事務を執行。
1	3	(2)	DV相談	深浦町	健康推進課	被害者等の相談受付	関係機関と協働して、支援を行う。
1	3	(2)	DV相談	板柳町	健康推進課	DV案件について、相談等により情報が入った際は、内容の正確な把握に努め、対応を協議する。（記録も整備）	関係部署と連携して解決を図る。
1	3	(2)	DV相談	鶴田町	子ども健康課	DV相談に随時対応。必要に応じ関係部署、関係機関と連携し、適切な支援を行う。	関係部署・関係機関と連携し対応
1	3	(2)	悩み相談	中泊町	福祉課	DV関連の相談受付	継続実施
1	3	(2)	心配ごと相談	中泊町	福祉課	社会福祉協議会の嘱託を受けた相談員が、毎月1回心配事の相談を受けており、必要に応じて配偶者からの暴力に悩む方の相談も受けている。	継続実施

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	3	(2)	総合健康相談	野辺地町	健康づくり課	保健師や管理栄養士、助産師による健康相談を実施。その中でDV相談も対応。	相談対応を行う。必要時、関係機関と連携
1	3	(2)	DV相談	七戸町	こどもみらい課	関係課・関係機関窓口には県からの広報リーフレットを配置する。	
1	3	(2)	DV被害者相談への対応	東北町	福祉課	・相談の受付 ・DV被害相談者への支援 ・婦人相談員、警察との連携	関係機関と連携し、状況に応じた適切な対応を行う。
1	3	(2)	悩み相談	六ヶ所村	こども支援課 保健相談支援センター	DV相談に対して、ケースに応じた適切な対応をするとともに関係機関や関係課間で情報提供をして、連携・支援体制を継続していく。	継続してDV被害者の相談・支援を実施する。
1	3	(2)	DV被害者相談への対応	おいらせ町	保健こども課	相談窓口の周知、及び関係機関と連携し、DV被害者に対する適切な支援を行う。	必要な支援を速やかに講じる。
1	3	(2)	悩み相談	大間町	住民福祉課	被害者等からの相談受付	相談があった場合、適切に対処する。
1	3	(2)	人権相談（DV相談を含む）	風間浦村	総務課	人権相談員が年2回人権に関する相談会を実施する。DV等に関する相談にも対応する。	問題解決につながる適切な相談対応を行う。
1	3	(2)	DV被害者相談への対応	三戸町	住民福祉課・健康推進課・教育委員会	女性相談支援員等と連携したDV被害者の相談・支援を実施する	適切な対応を図る。
1	3	(2)	DV被害者相談への対応	五戸町	健康増進課	DV被害者の相談を受け、女性相談員等と連携した支援を実施する。	関係機関と連携を図り支援する。

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	3	(2)	配偶者からの暴力防止及び被害者支援	田子町	住民課	相談窓口の周知及び被害者に対する早期対応と適切な支援	被害者に対する適切な支援の実施
1	3	(2)	D V 被害者相談への対応	南部町	福祉介護課	相談窓口の周知及び被害者に対する早期対応と適切な支援	関係機関と連携し支援する
1	3	(2)	保健師によるDV相談	階上町	すこやか健康課	被害者の相談支援・関係機関との連携	早期対応支援
1	3	(2)	村民相談	新郷村	総務課 厚生課	継続実施：「相談室」において、村民相談員が相談に応ずる。「地域包括支援センター」、「子育て世代包括支援センター」においても、随時相談に応ずる。	相談室・・・月8回 地域包括支援センター・・・随時 子育て世代包括支援センター・・・随時
1	3	(3)	警察との連携	青森市	人権男女共同参画課	DV被害者の身に危険がある場合は、警察への相談や110番通報登録を促すとともに、必要に応じて警察と情報共有する。	警察との連携による被害者の安全確保
1	3	(3)	緊急時における安全の確保	弘前市	こども家庭課	D V 被害者等緊急一時保護事業	被害者に対する適切な支援の実施。
1	3	(7)	警察との連携	青森市	人権男女共同参画課	DV被害者の支援に当たっては、女性相談支援員や支援担当課の職員等の安全確保に留意し、必要に応じて警察と情報共有する。	警察との連携による支援者等の安全確保

基本目標 1 DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援

施策の方向性4 一時保護体制の充実

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本 目標	施策の 方向 性	取 組 内 容				実施計画	
						事業内容	目標値
I	4	(1)	一時保護移送にかかる支援	青森市	人権男女共同参画課	一時保護が必要なDV被害者等を一時保護施設へ移送する。	一時保護移送による被害者の安全確保

基本目標 1 DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援

施策の方向性5 迅速かつ適切な被害者保護

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本 目標	施策の 方向 性	取 組 内 容				実施計画	
						事業内容	目標値
I	5	(1)	保護命令制度についての説明・助言	青森市	人権男女共同参画課	DV被害者に対し、必要に応じて保護命令の申立について情報提供する。	保護命令の情報提供による被害者の安全確保

基本目標1 DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援

施策の方向性6 同伴児童への支援

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本 目標	施策の 方向 性	取 組 内 容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	6	(2)	配偶者からの暴力被害者の子ども の安全な就学機会の確保	青森市	学務課	区域外就学等の手続きをとることにより、住民登録地以外の学校への就学を認め、子どもの安全な就学を確保する。	子どもの就学機会の確保
1	6	(2)	配偶者からの暴力被害者の子ども の就学機会の確保	八戸市	学校教育課	・学区外・区域外就学により、住民登録地以外の小中学校への就学機会を確保する。区域外就学の届出があった場合には、児童生徒の住民登録市町村の教育委員会と協議の上、適正に就学手続きを行う。	加害者への情報の漏洩に細心の注意を払い、適切に事務を遂行する。
1	6	(2)	配偶者からの暴力被害者の子ども の就学機会の確保	五所川原市	学校教育課	学区外・区域外就学の手続きをとることにより、住民登録地以外の学校への就学を認める。	個人情報の漏洩に十分に気をつけ、学区外・区域外就学等の事務を行う。
1	6	(2)	配偶者からの暴力被害者の子ども の就学機会の確保	鱒ヶ沢町	学校教育課	配偶者からの暴力被害者の子どもの就学機会の確保の必要があれば、学校や関係機関と連携して対応する。	適正に事務を執行。
1	6	(2)	配偶者からの暴力被害者の子供 の就学機会の確保	六ヶ所村	学務課	情報交換をさらに緊密にし、DV等により就学に支障をきたしている児童生徒の就学機会の確保と適切な支援体制を整える。(継続)	学校からの情報を迅速に把握し、こども支援課や関係課、関係機関との速やかな連携を図る。(継

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	6	(2)	配偶者からの暴力被害者の子供の就学機会の確保	五戸町	教育課	区域外就学等の手続きをとることにより、住民登録地以外の学校への就学を認める。	住民登録地の教育委員会と連携を図り、速やかに対応する。
1	6	(2)	配偶者からの暴力被害者の子供の就学機会の確保	階上町	教育課	配偶者からの暴力被害者の子供の就学機会の確保の必要性があれば、学校や関係機関と連携して対応する。	相談時早期対応

基本目標1 DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援

施策の方向性7 心のケアの充実

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本 目標	施策の 方向 性	取 組 内 容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	7	(1)	DV被害者の心のケアに関する支援	青森市	人権男女共同参画課	DV被害者等に心のケアが必要な場合は、精神科や診療内科への受診や青森県男女共同参画センターで実施しているところの相談を案内する。必要に応じて、医療機関と情報共有する。	DV被害者等の心のケアに関する支援
1	7	(2)	スクールカウンセラー配置事業	青森市	指導課	各学校で、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、相談者やその子どもに対し、適切に情報提供を行う。 ・毎月学校便り等で周知。 ・週予定等で生徒や保護者に周知。 ・スクールカウンセラー自らお便りを発行し、周知。	小学校42校、中学校19校
1	7	(2)	学校訪問	八戸市	教育指導課	・市立全中学校への訪問 ・中学校24校を各2回訪問 ・その他、児童生徒の事故・問題行動等の緊急的な事案への助言・支援のための学校訪問を積極的に行う。	・訪問校数 48校 (中学校24校×2回)

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	7	(2)	スクールカウンセラー配置	八戸市	教育指導課	・市立全小・中学校へスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒や保護者の不安や悩みの解消を図る。	・派遣校数 65校 (小学校41校、中学校24校)
1	7	(2)	八戸市スクールソーシャルワーカー活用事業	八戸市	[教育指導課]	・児童生徒が抱える課題を解決するために、学校と家庭と関係機関等とのネットワークの構築や、児童生徒への支援を行うSSWを配置・派遣し、相談体制の充実を図る。	・配置校数 小学校2校、中学校8校 ・派遣校数 小学校39校、中学校16校
1	7	(2)	スクールカウンセラー配置事業	黒石市	指導課	個に応じたカウンセリングをとおして、日常生活における不安や悩みの軽減を図る。	
1	7	(2)	いじめ対策等生徒指導推進事業	黒石市	指導課	訪問相談などを行い、児童生徒や保護者の多様なニーズに応じた支援をするとともに、学校や関係機関との連携を図る。	
1	7	(2)	スクールカウンセラー配置	六ヶ所村	学務課	スクールカウンセラーを派遣し、児童生徒のカウンセリングや講話、保護者や教職員の相談にあたる。(継続)	小学校4校、中学校3校へ月1回派遣 (継続)

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	7	(2)	スクールカウンセラー配置	新郷村	教育委員会	継続実施：スクールカウンセラーを派遣し、児童生徒のカウンセリングや保護者の相談にあたり、不安や悩みの解消を図る。	派遣学校：小学校2校、中学校2校、各学校・・・月1回実施
1	7	(3)	子ども・家庭総合相談支援事業	青森市	あおもり親子はぐくみプラザ	要保護児童対策地域協議会において、関係者間で情報を共有し、虐待の早期発見、早期対応、適切な支援を行う。	会議開催数：代表者会議1回、実務者会議6回、庁内ネットワーク会議6回、個別ケース検討会議随時

基本目標1 DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援

施策の方向性8 自立支援

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本 目標	施策の 方向 性	取 組 内 容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	8	(2)	ひとり親家庭等自立支援対策事業 教育・保育施設の入所・退所や保育料に関する情報提供	青森市	子育て支援課	ひとり親等から就業に関する相談があった場合、必要な情報提供を行う。 DV被害者から保育所等への利用や退所などの相談があった場合は、必要な手続きについて情報提供を行う。	就労促進のための支援
1	8	(2)	母子寡婦相談事業	弘前市	こども家庭課	母子・父子自立支援員が父子・母子寡婦等の自立に必要な情報提供、相談指導及び就職活動の支援をする。	相談者のニーズに合った支援をする。
1	8	(3)	D V 被害者への市営住宅の目的外使用	八戸市	建築住宅課	・対象者がいれば随時受け入れする。	

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	8	(4)	被害者の自立支援に向けた各種制度の利用に関する支援	青森市	人権男女共同参画課	青森市DV相談支援センターにおいて、DV被害者が自立するために必要となる生活保護、児童手当、児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費給付、子どもの就学・保育、住民基本台帳に係る支援措置、医療保険、国民年金等の制度について情報提供を行う。手続きの際には被害者の負担軽減と二次被害の防止のため、窓口を同センターに一元化して対応する。	庁内の関係課と連携による被害者支援
1	8	(4)	D V 被害者等住民基本台帳事務支援措置事務	弘前市	市民課	DV被害者等からの申請により住民基本台帳の支援措置をする。	被害者に寄り添い支援する。
1	8	(4)	DV及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施（被害者に係る住民基本台帳の閲覧制限及び住民票等・戸籍附票の発行制限の措置を講ずるもの）	八戸市	市民課	支援措置を実施するほか、当市以外で支援措置を実施した場合、その転送を受け、当市における支援措置を実施する。	
1	8	(4)	D V 被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明等の取扱いに係る申入れに対する措置	八戸市	市民課	DV及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置対象者が申入れを行った届書の記載事項証明書等においてDV被害者等の住所及び連絡先が覚知されないようマスキング処理等を行う。	

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	8	(4)	D V被害者に係る選挙人名簿抄本閲覧制限等の措置の実施	八戸市	選挙管理委員会事務局	・ D V被害者に係る選挙人名簿抄本閲覧制限等の措置を実施する。	
1	8	(4)	DV及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施	黒石市	市民環境課		
1	8	(4)	D V被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明等の取扱いに係る申入れに対する措置	黒石市	市民環境課		
1	8	(4)	DV及びストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等・戸籍附票発行制限措置の実施	五所川原市	市民課	DV及びストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等・戸籍附票発行制限措置を実施する。	継続して実施

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	8	(4)	住民基本台帳事務支援措置	三沢市	市民課	住民基本台帳事務におけるDV及びストーカー被害者保護の支援措置（住民票、戸籍附票の発行停止）を行い、被害者の住所が加害者に漏れないよう支援を行う。また、戸籍届書の記載事項証明書等において被害者等の住所等が覚知されないようマスキング処理を行う。	被害者の住所が加害者に漏れないよう支援を行う。
1	8	(4)	DV及びストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写等、戸籍附票の発行制限措置の実施	むつ市	市民課	住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写等、戸籍附票の発行制限措置の実施	継続実施
1	8	(4)	DV相談者の住所等の記載がある届出書に関する戸籍法第48条第2項に基づく届出書等の記載事項証明書等の取扱いに係る申し入れに対する措置	むつ市	市民課	申し入れに対し適切に対応する	継続実施
1	8	(4)	DV及びストーカー行為等の被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施	つがる市	市民課		

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	8	(4)	D V及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施	平川市	市民課	支援措置の申出または他自治体からの転送に基づき、被害者に係る住民基本台帳の閲覧制限及び住民票・戸籍の附票の写し等の発行制限の措置を講ずる。	継続実施
1	8	(4)	D V被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書の記載事項証明等の取り扱いに係る申入れに対する措置	平川市	市民課	住民基本台帳における支援措置対象者が申し入れを行った戸籍届書の記載事項証明書等において被害者等の住所等が覚知されないようマスキング処理を行う。	継続実施
1	8	(4)	住民基本台帳事務支援措置	平内町	町民課	住民基本台帳事務におけるD V及びストーカー被害者保護の支援措置（住民票、戸籍付票の発行停止）を行い、被害者の住所が加害者に漏れないよう支援する。	各課連携による支援
1	8	(4)	住民基本台帳法の周知・徹底	今別町	総務企画課	住民基本台帳事務におけるDV及びストーカー被害者保護の支援措置を行い、被害者の住所が加害者に漏れないようにする。	各課連携による支援
1	8	(4)	D V及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施	外ヶ浜町	住民課・福祉課	住民基本台帳事務におけるDV及びストーカー被害者保護の支援措置を行い、被害者の住所が加害者に漏れないよう支援する。	

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	8	(4)	D V及びストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等・戸籍附表発行制限措置の実施	鱒ヶ沢町	総合窓口課	支援措置の申出または他市町村からの連絡に基づき、被害者に係る住民基本台帳の閲覧制限及び住民票・戸籍の附票の写し等の発行制限措置を実施。当町に支援措置及び期間延長の申出があった場合、他市町村や関係部署と連携をとり事務手続きを確実にを行う。	適正に事務を執行。
1	8	(4)	DV及びストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等戸籍附表発行制限措置の実施	深浦町	町民課	DV及びストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等戸籍附表発行制限措置の実施	継続実施する。
1	8	(4)	D V及びストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等・戸籍附表発行制限措置の実施	鶴田町	住民環境課	DV及びストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等・戸籍附表発行制限措置の実施	適切な支援措置の実施、各関係課との情報共有の徹底
1	8	(4)	D V及びストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等・戸籍附表発行制限措置の実施	板柳町	町民生活課	DV及びストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等戸籍附表発行制限措置の実施	適切な制限措置の実施

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	8	(4)	住民基本台帳事務における支援措置	中泊町	町民課	DV、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護に係る住民基本台帳事務支援措置の実施	継続実施
1	8	(4)	D V及びストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等・戸籍附票発行制限措置の実施	野辺地町	町民課	支援措置申出または他自治体からの連絡より、住民基本台帳事務におけるDV及びストーカー被害者保護の支援措置（住民票、戸籍附票の発行停止）を行い、被害者の住所が加害者に漏れないよう適正かつ確実に支援を行う。 関係機関との情報共有・連携に努める。	関係機関と連携を図り、適正かつ確実な支援を行う。
1	8	(4)	D V及びストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等・戸籍附票発行制限措置の実施	七戸町	町民課	D Vストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等戸籍附票発行制限措置の実施	
1	8	(4)	D Vストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等戸籍附票発行制限措置の実施	横浜町	町民課	DV及びストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等・戸籍附票発行制限措置の実施。	各課との連携を行う。

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	8	(4)	D V ストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等戸籍附票発行制限措置の実施	東北町	町民課	・ D V ストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等戸籍附票発行制限措置の継続	速やかに支援措置の実施をする。
1	8	(4)	D V ストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等戸籍附票発行制限措置の実施	六ヶ所村	住民課	D V ストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等戸籍附票発行制限措置の実施	速やかな支援措置の実施及び関係課との情報共有の徹底
1	8	(4)	D V 及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施(被害者に係る住民基本台帳の閲覧制限及び住民票等・戸籍附票の発行制限)	おいらせ町	町民課	D V 及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施(被害者に係る住民基本台帳の閲覧制限及び住民票等・戸籍附票の発行制限)	支援措置対象者について、適切な事務処理を行う。
1	8	(4)	D V 及びストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等・戸籍付表発行制限措置の実施	大間町	住民福祉課	被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等戸籍附票発行制限措置の実施	適切な制限措置の実施
1	8	(4)	D V ストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等戸籍附票発行制限措置の実施	風間浦村	総務課	被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等戸籍附票発行制限措置の実施	適切な制限措置の実施

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	8	(4)	D V ストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等戸籍附票発行制限措置の実施	佐井村	住民生活課	・被害者に係る住民基本台帳閲覧制限 ・住民票の写し等戸籍附票発行制限措置	適切な制限措置の実施
1	8	(4)	D V 及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施	三戸町	住民福祉課	被害者に係る住民基本台帳の閲覧制限及び住民票等・戸籍附票の発行制限	被害者に係る住民基本台帳の閲覧制限及び住民票等・戸籍附票の発行制限
1	8	(4)	D V 及びストーカー行為等の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置の実施	五戸町	住民課	DV及びストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳の閲覧制限及び住民票の写し等、戸籍附票の発行制限措置を実施する。	速やかに対応する。
1	8	(4)	D V 及びストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等・戸籍附表発行制限措置の実施	田子町	住民課	D V 及びストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等・戸籍附票発行制限措置の実施	適切な制限措置の実施
1	8	(4)	D V 及びストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等・戸籍附票発行制限措置の実施	南部町	住民生活課	支援措置の申出または他自治体からの転送に基づき、住民基本台帳の閲覧制限及び住民票・戸籍の附票の写し等の発行制限の措置を講ずる。	関係機関との連携を図り、迅速に対応する。
1	8	(4)	DVストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等戸籍附票発行制限措置の実施	階上町	町民生活課	継続して随時実施する。	適切な制限の実施

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	8	(4)	DVストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳閲覧制限及び住民票の写し等戸籍附票発行制限措置の実施	新郷村	住民課	継続実施：DV及びストーカー行為等の被害者に係る住民基本台帳の閲覧制限及び住民票の写し等・戸籍附票の発行制限措置の実施。	適切な制限措置の実施
1	8	(5)	司法制度等の利用に関する支援	青森市	人権男女共同参画課	DV被害者に対し、必要に応じて保護命令の申立について情報提供する。また、調停や裁判時の同行支援が必要な場合は、民間の支援団体に協力を求め、連携して支援を行う。	司法制度等の利用に関する支援

基本目標1 DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等に対する包括的かつ継続的な支援

施策の方向性9 アフターケアの推進

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本 目標	施策の 方向 性	取 組 内 容				実施計画	
						事業内容	目標値
1	9	(1)					

基本目標Ⅱ DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等の支援を行う機関の体制強化及び連携の充実

施策の方向性1 支援機関の体制強化

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
Ⅱ	1	(3)	相談員の資質向上対策	黒石市	福祉総務課	各種研修へ参加する。	
Ⅱ	1	(3)	相談職員の資質向上対策	五所川原市	子育て支援課	各種研修会参加	年3回参加
Ⅱ	1	(3)	相談職員の資質向上対策	十和田市	こども家庭センター	各種研修会への参加を促進する。	2回
Ⅱ	1	(3)	女性相談支援員の資質向上対策	三沢市	子育て支援課	研修会等の参加により資質向上を図る。	
Ⅱ	1	(3)	女性相談支援員資質向上対策	むつ市	子育て支援課	県主催婦人相談員業務連絡会議出席による研修及び情報交換の実施	継続実施
Ⅱ	1	(4)	D V相談支援関係課研修及び D V相談支援連絡会議	青森市	人権男女共同参画課		

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
Ⅱ	1	(4)	D V 職務関係者等研究協議会	弘前市	こども家庭課	女性相談支援員業務連絡会参加	年2回参加

基本目標Ⅱ DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等の支援を行う機関の体制強化及び連携の充実

施策の方向性2 民間団体との連携

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本 目標	施策の 方向 性	取 組 内 容				実施計画	
						事業内容	目標値
Ⅱ	2	(1)					

基本目標Ⅱ DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等の支援を行う機関の体制強化及び連携の充実

施策の方向性3 関係機関との連携

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
Ⅱ	3	(1)	県及び関係機関等との連携	青森市	人権男女共同参画課	青森県DV被害者及び困難女性等支援調整会議へ参画し、県をはじめ関係機関等と意見交換・情報共有を行うなど、連携を図る。	県及び関係機関等との連携
Ⅱ	3	(1)	あおり性暴力被害者支援センターとの連携	青森市	人権男女共同参画課	性的な被害により心的外傷を抱えている困難女性等の場合は、必要に応じてあおり性暴力被害者支援センターと連携を図りながら支援を行う。	あおり性暴力被害者支援センターとの連携による被害者への必要な支援の提供
Ⅱ	3	(2)	DV相談支援関係課研修及びDV相談支援連絡会議	青森市	人権男女共同参画課	(再掲)	
Ⅱ	3	(2)	庁内関係課連絡会議	八戸市	こども家庭相談室	市のDV防止基本計画に基づき、庁内連絡会議を実施する。	
Ⅱ	3	(3)	県内の実務関係者間の連携	青森市	人権男女共同参画課	DVセンター実務者連絡協議会等に参画し、県内の実務関係者と情報交換等を行う。	県内の実務関係者間の連携
Ⅱ	3	(3)	DVセンター実務者連絡会議	弘前市	こども家庭課	配偶者暴力相談支援センター実務者等連絡協議会参加	年2回参加
Ⅱ	3	(3)	関係機関の連携	十和田市	こども家庭センター	実務関係者間の連携を図るため、関係機関による会議等に出席する。	2回

区分			事業名	市町村名	所管課	令和6年度	
施策の 基本目標	施策の 方向性	取組 内容				実施計画	
						事業内容	目標値
Ⅱ	3	(3)	D Vセンター実務者連絡会議への参加	平川市	福祉課	D Vセンター実務者等連絡協議会に参加する。	年2回参加
Ⅱ	3	(3)	配偶者等暴力対策ケース会議の開催	大鰐町	保健福祉課	令和5年度も同会議を開催する。	関係機関との周知・連携に努める。
Ⅱ	3	(3)	配偶者等暴力対策ケース会議の開催	板柳町	介護福祉課	令和6年度も同会議についての開催を検討し、適切な時期に実施する。	必要に応じ随時。